

太東崎器械根の発見と利用

— 技術と空間の拡大 —

千 葉 徳 爾
山 口 昭 博

関東地方の沿岸の海底では、比較的浅い部分に大小の岩礁が分布し、それぞれ漁民によってその性質にかかわる名称が附されている⁽¹⁾。そのうちでも、房総半島・三浦半島の沿岸には「ネ」と呼ばれる岩礁が多く、その海面は魚介類の好漁場として知られる場合が多い。本研究が取扱う器械根も、そのような「ネ」の一つで、鮑の一大漁礁となっている。その名称は極めて特異であるが、これは明治初年に潜水器械が利用されるようになって、はじめて存在が確認されかつ利用されるようになったところから呼ばれるようになったものである⁽²⁾。

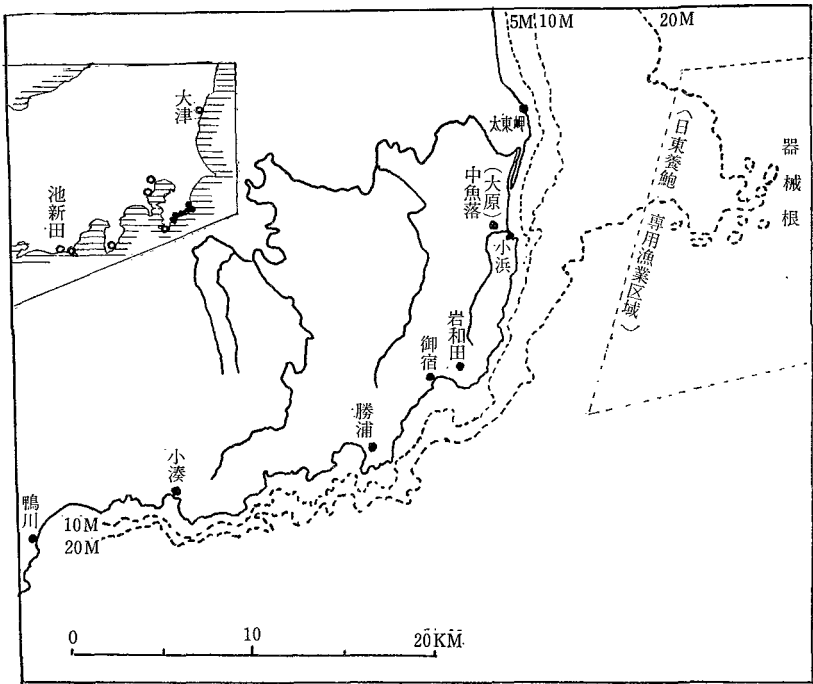
日本の海士（男性の潜水漁夫）が潜水器を使用しはじめたのは、明治初年のことであったと考えられる。ヘルメツト式の潜水器が日本で最初に使用されたのは、安政四（一八五二）年に長崎に造船所を設け、ドックを築くに際してであったという。そのときはイギリス人が使用したらしいが、のち慶応二（一八六六）年には横浜港でイギリス軍艦の修理を行うとき、日本人がはじめてこの器械を利用して作業に従事した⁽³⁾。なお、これまではヨーロッパと同じ

く、潜水器は海中での工事に使用したのであったが、明治初年には水産業に応用を試みるようになり、明治八（一八七五）年には三浦半島で鮑採取にはじめて使用された。その後房総半島各地から常陸の海岸、さらに明治一三年に静岡県相良町、御前崎、翌年は三重県鳥羽、さらに遠く長崎県五島から隠岐にわたって潜水器使用による貝類採取が行われた⁽⁴⁾。これらは日本の沿岸漁民が試みたわけではなく、主として神奈川・静岡・千葉などの漁業資本家が、地元漁夫を使役して採取させたのであって、潜水器そのものの伝播普及ではなかったことに注意しなければならない。それは、当時なお潜水器は「器械」の名にそむかず高価なものであって、明治一八年初の価格は一台二〇〇円ほどだったから、一般漁民にとって到底利用可能な品物とはいえなかった。しかしながら、潜水技術そのものは直ちに潜水に従事した漁夫に普及し、御前崎、房州白浜附近などには、潜水夫として生計を立て各地で潜水作業に従う者が現れて、経営者の指導によって移動していった。器械根の発見もまたこの移動労働者によるものであったと伝えられる⁽⁵⁾。

なお、本研究に当って千葉・山口は協力して史料の調査、ききとりを行ったが、山口は勤務多忙のため資料整理と章立てを行い、原稿作成を千葉が受持ち、山口がこれを閲読して訂正、加除を試みるという分担によった。しかしながら、内容および見解については、両者共同で責任を負うものであることはいうまでもない。なお、史料の多くは千葉県庁栽培漁業課長大場俊雄氏の蒐集発表されたものによるところが多い。記して深謝する。

二

器械根の呼称は、大場氏によれば明治後期に成立したもので、大根、中根などと呼ばれる東西、南北各七〜八料に



第1図 器械根の位置と採鮑組合 (明19) 惣代居住地 (黒・白点各1人)

及ぶ範囲に拡がった大岩礁群である。もと、発見当時は鮑根、鮑礁などといわれていたらしいという(6)。

その形は第1図のように九十九里浜の南端太東崎から東方の海中に延びた第三紀層の泥灰岩で軟弱な岩質をもつ。水面下二〇〜三〇米にあって、カジメがよく生育しそれを主食物とするアワビが発育し、その好漁場となっている。この海底にアワビが棲息することは、かなり以前から知られていたようで、その理由はこの附近で網をひくと、それにかかってアワビが揚ってくることがあったからと伝えられている。しかしながら、この根に巨大なアワビが群棲しているという直接の証拠は、明治一八(一八八五)年の六月一六日に、夷隅郡中魚落郷(現大原町)の庄司藤吉・藤治郎父子が経営したアワビ潜水器船の潜水夫が、巨大なアワビを採取したこと

よつてである(7)。莊司家はこの土地で屋号木戸を名乗る清酒及び醬油の醸造業者であつて、いわば資本家であり、その潜水夫は遠州訛りだつたと伝えられているから、御前崎方面からの出稼漁夫の一人だつたらしい。当時房総半島では白浜及び勝浦附近が潜水夫の多く居住していた土地で、もちろん、その地方にも水産業を経営する資本家は何人かあつて、その一部はこの大原町、太東崎附近でも水産活動を行つていた。したがつて、地元にも潜水夫はしだいに養成されつあつたとみられるが、その数は他地にくらべれば少く、また水産資本家も莊司家をのぞいて極めて僅かであつたらしい(8)。すなわち、大原町は器械根の発見以前にあつては、八幡崎の南側の小漁港を根拠として小浜の漁村が立地する以外は、農村といつてもさしつかえない土地であつたとみられる。それではこの時まで、大原町にはまったくアワビ採取はなかつたのか。

この八幡崎から南は安房国天津までほとんど岩礁つずきの海岸であつて、ことに御宿町岩和田などは古くから海女が多くアワビ・サザエの産地となつていた。したがつて、海岸から数軒までの沖で、海女の素潜りで貝を採取できる七〜八米よりも深い部分では、潜水器によるアワビ漁業は既に一〇年前から盛に行われ、その経営資本家も勝浦を中心に分布していた。ことにこの時期には潜水器が増加し、アワビは乱獲によつて資源が減じて漁場の争奪が盛に行われはじめていた。いま、これを略述すると房総半島で潜水器漁業がはじまつたのは、明治一年に白浜町根本で日本人として最初の潜水業者となつた増田万吉が森精吉郎と共に鮑の器械採取の実験を試みたときである。その後、勝浦市川津で豊富なアワビ漁場が発見され、明治一七年には既に濫獲防止が検討されはじめ、潜水器台数の制限が行われようとしていた(9)。この時期に器械根が発見されたことを注意したい。もともと、未知の器械根に潜水夫が入つた直接の動機が、この漁場の不足だつたのである。すなわち、小浜のアワビ採取の主要漁場はそれまで岩和田との境界

第1表 潜水器による各地の鮑平均1日採取量

調査採取年次	地 区	平均1日漁獲量(kg)
明治8年	相模浦賀	863~1,125
明治9年	安房根本	484~ 675
明治9年	安房勝浦	1,125
明治11年	常陸助川	600~ 750
明治11年	常陸大津	750~3,139
明治12年	常陸大平	375~ 975
明治13年	常陸江根	675~ 750
明治14年	遠志	450~ 563
明治14年	"	450~ 675
明治14年	"	225~ 338
明治15年	肥前五島	525~ 600
明治15年	伊豆下田	563~ 750
明治15年	伊豆熱海	300~ 375
明治18年	隠岐	825~ 938
明治19年	※上総小浜(大原)	488~1,125
明治21年	朝 鮮	938~1,313

※器械根

森家文書の記録による(貫目表示をkgに換算)

にある真潮根であったが、これを岩和田と争つて小浜が敗れたので、それに代るべきアワビ漁場を求める必要に迫られたのである。そこで北方太東崎沖で、かねて推測されていたアワビ根に潜水夫を入れてみた結果、ここにアワビの群棲することが明らかになったのであった。

庄司親子はこの新漁場発見を中魚落郷戸長浅野清兵衛に報告し、他村に内密に三名のみで採鮑したが、八月六日付の時事新報が「新鮑礁発見によるアワビ大漁」という記事で全国に報道した。この結果、全国の潜水器船がここに集まって来て一時は五〇隻に及んだ。その出身地はおよそ第1図左上のようである。(10)

潜水器は一隻の船に一台乃至二台を積載したもので、その操縦はおよそ次に述べるようなものであった。

小漁船壹隻ニ四、五人ノ漁士乗組、潜水器械ヲ積ミ乗セ船ヲ乗出シ、海士ハ頭首ニ方言銅鉢ト称シ銅ヲ以テ製シタル兜ヲ被リ、護膜製ノ潛衣ヲ着ケ皮靴ヲ穿チ、而シテ船中ニハホースト称スル空気函ヲ置キ、此函ヨリ海士ノ冠リタル頭冠ヘ方言息綱ト称スルゴム製ニシテ長三十尋許ノ氣管ヲ附シ、海士水底ニ入レバ船中ニテハ此空気函ヲ運転シテ絶ヘズ空気函ヨリ空氣ヲ疏通シ

数とアワビ漁獲量 (大場俊雄の調査による)

ア ヲ ビ 漁 獲 量(kg)					
5月	6月	7月	8月	9月	計
14,261	11,689	12,259	9,908	2,501	58,936
14,456	11,903	6,565	11,558	1,643	55,633
12,923	14,895	17,843	9,596	4,054	67,430
13,031	12,683	10,099	11,085	2,648	58,959
2,695	3,437	2,307	2,197	998	13,064
7,013	7,018	4,269	4,059	3,137	30,984
9,472	8,706	7,943	10,835	1,125	45,097
10,773	6,707	9,778	9,050	3,647	49,711
14,087	5,991	11,910	11,510	2,081	58,398
9,491	10,808	13,006	6,894	2,614	50,982

呼吸ヲ自在ナラシム。故ニ海士ハ水底ヲ自由ニ徘徊シテ彼ノ磯ガネナルモノヲ以テ鮑ヲ採捕シ、而シテ鮑ノ溜囊ニ滴ルトキハ腰ニ附タル麻繩ヲ動カシ示セバ、船ニテ之レヲ相圖ニ引揚ルナリ(11)

因みに、明治初年に潜水器一組は約七〇〇円したが、一般に普及するにつれ価が低くなり、明治一八年春すなわち器械根発見直前約二〇〇円となっていたことは前述の通りである。

ところが、器械根が発見されて多くの人がびとがここに集中し、急遽操業しようとした結果として潜水器の価格は暴騰し、一台七〇〇円から八〇〇円となり、それに伴って大原に集った潜水器台数も八月下旬約五〇台に達したという(12)。このため、漁場は濫獲におちいるおそれが生じ、大原海岸には鮑殻が山のように積まれていると当時の調査報告にはある(13)。そのため千葉県当局は九月一〇日をもってアワビの採取を禁止し、それ以後も採鮑を行った業者八名を逮捕して投獄した。これ

第2表 器械根における潜水器船操業台

年次	潜水器台数	4月	
明治19年	1886	1日24台以内	
明治27年	1894	1日6台を限りとす	
明治36年	1903	1日10台以上を使用することを得ず	
明治40年	1907	6台	
大正8年	1919	6台以内	
昭和15年	1940	3台	8,318
昭和16年	1941	3台	9,218
昭和17年	1942	2台	8,119
昭和18年	1943	2台	9,413
昭和19年	1944	2台	1,440
昭和20年	1945	休業	
昭和21年	1946	2台	5,488
昭和22年	1947	2台	7,016
昭和23年	1948	2台	9,756
昭和24年	1949	3台	12,819
昭和25年	1950	4台	8,169
昭和27年	1952	4台以内	

により業者は出稼を中止し帰郷した。その出身をみると漁民という者は殆どなく、大半が士族・商人であることが注意される。すなわち、事業経営の才ある人びとであって、地元の経営者も同じく醸造業・農業資産家であり、漁民は賃労働者として一カ月二〇〜三〇銭の歩合給を得ていたにすぎない(14)。

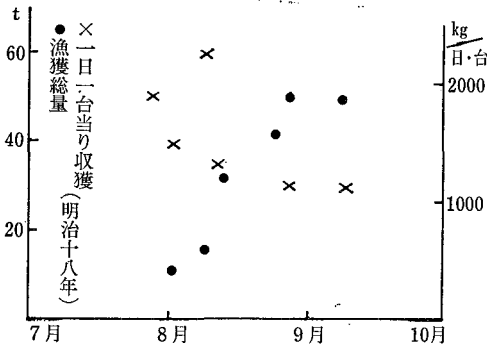
しかしながら、当時は松方財政のデフレーションの影響が強く、不景気風が吹きまわっていた上に、中魚落郷は器械根発見の少し前に約二〇〇戸を焼いた大火のため住民の困窮が甚だしかった。

したがって大漁場が発見されたとはいえ、貧しい漁民の中から新らしく採鮑に乗出そうとする試みは生れなかつたのである。しかし、多くの出稼者が集って宿泊し、各地からの潜水夫・漁夫もこの土地で飲食遊興に多くの金銭を費したから、地元民にとっては器械根発見は一つの天恵といつてよ

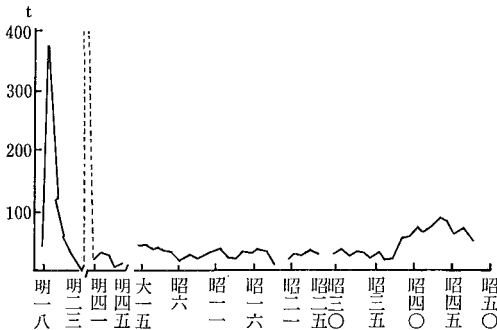
かったであろう。

この時の漁獲量とそれ以後最近までの器械根における鮑漁獲量（大原町漁協資料による。海女の沿岸における鮑量も含むが、極めて少量である）を第2図と第3図とに示す。これから明かなように、さしもの大漁場も明治二十一年には濫獲のため荒廃し、生産は激減してしまつたのである。

近年は昭和三九年から約五、六年やや好況がつづいたが、その後は振わず現在に至っている。その理由として漁協の説明するところは、アワビの食料であるカジメの生育不良で、海藻の乏しくなつた理由としては海水汚染に伴う光



第2図 諸資料による漁獲総量の増大と日・台当り収獲の減少（大場俊雄の調査による）



第3図 大原町の鮑漁獲量の推移（大場及び大原町漁協資料による）

度不足があげられている。

三

鮑ブームが終つた明治二十一年から後も、広大な器械根ではなおある程度の漁獲がみこまれた。そこで採鮑組合が組織され、その惣代一三名を含め何人かの漁業経営者が事業を行つたが、地元大原町出身者は僅かに一名にすぎず、しかも静岡三、神奈川一、茨城一、東京一という遠方の

業者がみられ、これらは明かに漁業資本家であった。そしてその後数年の間に大部の業者は廃業して手を引き、残る者は前記荘司藤治郎ほか三名となった。つまり遠方から来て多大の費用をもって経営しても収支つぐなわなほほどに漁獲が減じたわけである。その結果として県の指導にもとづいて明治三十二年、中魚落村小浜沖合採鮑規約が更正され、大東村一、大原町一、同小浜二の計四名が組合惣代となつてゐる。大原町の一は荘司藤治郎であるから、おそらくこの四名は当時の潜水漁業経営者であろう。明治三十三年には大東町の一名が組合頭取、大原の一名が理事で荘司氏であり、組合員が小浜の二名に同地から更に一名が加わつて五名が組合を作つた。かくして明治四十四年の漁業法施行と共にこの採鮑組合は解散するが、その間は僅かではあるがアワビ漁獲は継続したものと思われる。

ところが大正中期の第一次大戦中になつて、これら業者の一部が合議して日東養鮑合名会社を設立し、区画漁業権者の権利を買収して会社有とし、五名の社員によつて鮑潜水器漁業を経営することとなつた。うち、安西直一のみが新入社員でその他は明治年代に採鮑組合員だった者もしくはその一族である。なお、安西は全く漁業に従事せず、のち県会議長として会社漁業権の擁護に関する政治活動を行っている¹⁵⁾。会社資本金は五万円ですべて社員が平等に出資したらしい。

会社は設立したものの、日東養鮑は名目の養鮑事業も潜水漁業も経営せず、漁場使用権を東京日本橋魚市場の尾野辰之助に貸与して、その料金を収入源として配分するに止まつた。また、大正九年には「大原町漁業組合」のもつ採鮑漁業権も同社員山口大助の名義で買収し、結局大正七年の会社設立から大正十三年まで器械根を完全に自己の独占下におきながら、全く事業経営を行わず、漁場である器械根を賃貸してその貸与料を収入とするに止まつた。したがつて、この間地元漁民は器械根に入漁し得ないばかりか、漁場の潜水労働にも従事できないことになつた。労働者は

ほとんど御宿町、勝浦町方面の潜水夫が雇われたからである。このため、地元に住住しながら器械根漁場から漁民が全く締出されているという不満が、小浜村を主として高まり、屢々千葉県に対して漁民の請願、陳情が行われることとなった。

もともと鮑のような底棲生物の採取は、早くからその沿岸住民が浅海漁業として行っており、漁業法施行に伴って漁業組合が漁業権者として直接に採取経営に当るのが、全国的に行われるありかたである。それが、大原町の場合には農民が多く、漁民が零細で資本も乏しかった結果として潜水漁業に関しては他地方の経営者の漁場経営にゆだねざるを得ず、その慣行が地元経営者の設立した会社にもひきつがれた形となったと解釈される。漁民の言い方に従えばいわゆる「磯売り」であって、地主が農地を自作せず他人に貸与して賃貸料を得ることと同様であった。日東養鮑合名会社の営業内容は正にこの「磯売り」そのものであった。したがって、地元でありながらその圏外におかれた漁民が、会社と激しく対立したのは当然といえる⁽¹⁶⁾。もっとも甚しい時期には竹槍を持出して県庁に押寄せるといような事態もあったというが、その詳しい内容については、多くの人は口を閉ざして語らない。まだ、当事者の何人かが現存しているからであるが、一方で会社関係者とその子孫とは大半他地に転出してしまっていて、詳細な資料が失われていることもある。

この対立抗争は、昭和十五（一九四〇）年に大東村と大原町との漁業組合に対して専用漁業権が免許され区画漁業権が消滅したことで解決した。しかし、日東合名会社は分割されて昭和十三年に勝浦町川津に日東養鮑株式会社、大原町に昭和十五年日東漁業株式会社が設立されて存続し、両者は引続き器械根に無償入漁できる入漁権を設定する契約を漁業組合と結んだので、事実上の会社漁業権は昭和二十六年まで、その後一一年間存続した。つまり、完全に

元漁民の漁業による漁場化は第二次世界大戦後まで持ちこされたわけである。

昭和二十六年までは器械根の採鮑は大東漁協一、大原漁協二、勝浦外一〇漁協一、日東漁業四の割合の潜水船を操業させることとなっていた。ただし、実際の操業はこれだけの船が行っていたわけではなく、権利として保有されていたのである。日東漁業株式会社は昭和二十六年に政府の漁業権補償金、当時の金額で九百五十万円を受けて昭和二十七年に解散したので、以後は前記組合が集って潜水船四隻を用いて操業することとなった。ただし、新式の潜水船は一隻に二台の潜水器を装備しているので、実際の潜水器台数は戦前の日東漁業会社に加わっていた時代と同様である。

ここで説明が必要なのは、勝浦外一〇の漁協が操業の権利をもつことである。これは明治時代にそれら漁協の所在地に潜水漁業を器械根で経営していた資本家とその地元出身労働者とがあつて、器械根で入会ってアワビを採取していたことの名残であつて、現在には実際には操業していない。ただ、大原漁協がこれらの漁協から委託をうけて必要な潜水労働者をやとい入れ、操業を実施監督する形をとっている。操業に要する費用と利益とは、さきに述べた権利の割合に応じて割あてられ、決済される。しかし、かような旧例にもとづく慣行は器械根からの利益が減じ、操業日数も少なくなつたので、再検討が迫られている。その理由の主要なものは、北方沿岸にある鹿島・波崎・銚子・飯岡・片貝などの人工港湾の設備が海底の水の流れを濁らせ、透明度が低下して潜水不能の日が多くなつたことにある。鮑の繁殖そのものと共に、このような漁業そのものの制約条件が大きくなつたことも、漁獲量の減少につながると地元では説明している。

四

現在の地元大原町漁協による器械根における鮑採取事業の問題点は、単にその漁獲実績が不振であるという現象に止るものではない。過去数十年の実績として勝浦外一〇組合は全く操業していかないにもかかわらず、それに対して収益の二五%の利益配分を年々行わねばならないという点である。いうまでもなく諸経費（燃料・乗組員の給与・その他潜水船の修理手入等）は、この権利に依じてそれらに割当てられている。しかし、それらの実質的経営に伴う努力は大原漁協の責任であり、漁場も地先であるのに、古い慣行が現在まで残って、いわば不勞所得のような感じて他漁協に支払われ、又は持去られているという感覚があることは否定しがたい。ことに収穫高が減少しつつある現在ではこれが大きく感ぜられよう。そこで昭和六一年度にはこの問題が表面化し、潜水船一隻を減らすこととなった。

かような、現代では珍しい現象がみられる事態の説明には、遠因としてやはり歴史的な過程を求める必要がある。まず、第一に器械根はその名のように潜水器械の使用によつてはじめて現実に漁場化したのであって、極めて新しい発見にかかわる。しかも、その当時はこの漁場は当時の日本の領海外に位置していた。そのことは個人も国家もこの礁の漁業を独占することはできないということであり、大正十年の大原漁業組合から県知事への陳情書に「我大原町地先海中ノ所謂機械根ト称スル鮑礁ハ去ル明治十八年ノ発見ニ係リ、何人ト雖モ採取スルヲ得テ決シテ私人ノ独占ヲ許サザリシガ……」と述べている通りである（17）。それであるからこそ、全国各地の潜水漁業者が競つて集つたわけであった。そして、その当時の大原漁民は、その漁場に入込むための潜水器という資本を持合せていなかったという点で、正にこの論理を逆用されていたわけである。当時の経営者はいかに遠方であろうとも、来漁して採取

することは差支えないという権利があったわけである。そして、この権利は旧日本の民衆によって、無主の存在についての権利として認められたものといえる。それが近代法としてのローマ法を加味して明治政府によって確認されたときには、これを資本家もしくは先進者の権利として承認し、後進者、労働者の上昇を抑圧するものに転化してしまったのである。それはある意味で社会の安定に寄与したが、逆に弱者の不満も醸成することになった。もちろん、この時期までの鮑は大部分が乾燥して中国に輸出されたので、価格も比較的高価であった。そのため、もし外国の漁船がやって来て漁獲されたとしても文句はいえない。だから早く根こそぎ採取してしまった方がよいという気持があったらしく、この漁礁について外国船のことに注目した新聞記事もあったのである⁽¹⁸⁾。単に多くの潜水業者が資源を奪いあって濫獲したから、当時の人びとには資源保護の思想がなかったと非難するのは、当時の日本の国力と海外知識からみると、この新聞記事にあるように考える人もあったことを考慮にいれば、簡単な結論づけはしない方がよいのではなからうか。

第二には、当時の潜水器があまりにも高価で、しかも使用にはかなりの体力と技術とが必要であったから、地元の貧しいかつ無経験の漁民が採取に従事するにはあまりにも無力であったというところであろう。もちろん、火災とデフレーションに苦しんだ住民にとって、たとえ他地方の資本家や出稼労働者でも、土地に金を落してくれるならば歓迎すべきことではあった。しかし、その経営が地元資本家にも学ばれ、取入れられて「磯売り」のような形をとるようになる、その機構を知らずにいたためにその埒外に置かれてしまった形になる。それが地元に残るアワビの大漁うたにうたい込まれているのは、こうした零細漁民の哀歎とみることもできる⁽¹⁹⁾。

第三に、当時の大原には鮑採取と競合する漁業があった。すなわち九十九里浜におけると同じく、この地域でも沿

岸では鰯揚線網の経営が盛況にあった。この経営資本は近代的な潜水漁業の資本家対労働者の関係ではなく、縁故関係や網元・網子の共同体的な社会関係によって結ばれている。したがって、多くの漁民は大方鰯網の労働力として吸引されてしまっており、鮑潜水漁業の経営者たちは海女などの女性労働力を利用できない以上は、勢い経験豊富で技術的にも熟練した労働者を御宿・勝浦方面の漁村に求め、出稼労働者として器械根で操業させねばならなかったのである⁽²⁰⁾。これらの点についての、より詳細な資料の探求とそれによる論証とは今後の課題である。

註および文献

- (1) 千葉徳爾…茨城県沿岸海域の呼称について(一九八六) 日本地理学会予稿集三〇に若干の説明がある。
- (2) 大場俊雄…千葉県沖器械根におけるアワビ潜水器漁業の沿革(1)(一九七五)千葉県の歴史 第八号
- (3) 内野美三夫編…潜水企業の起因及全望―森六太郎遺稿と森家文書―(一九七六)序文
- (4) 前掲(3)本文に記述されている。
- (5) 後述する。
- (6) 前掲(2)
- (7) 前掲(2)
- (8) 前掲(3)の中で森六太郎が当時の大原の水産業関係の資産家は鮮魚商と鰯網の網元のみであったと述べている。
- (9) 前掲(2)
- (10) 前掲(2)
- (11) 千葉県農商課…千葉県漁業図解釣漁及雑漁之部(発行年月不明、毛筆墨書きで、明治二十三年第三回内国勸業博覧会出品のため調査したものである。)
- (12) 前掲(2)に引用の絵入朝野新聞、改進黨新聞、東京日々新聞による八月二十四日の台数は操業数四四台とある。

- (13) 農商務省…水産予察報告第三卷第一冊(一八八〇)
- (14) 前掲(2)
- (15) 大場俊雄…潜水漁業百年―日東養鮑合名会社の設立― 楽水 七二二号(一九八三)
 同…潜水器漁業百年―日東養鮑合名会社の設立初期の事業(1)― 楽水 七二三号(一九八三)
 同…潜水器漁業百年―日東養鮑合名会社の設立初期の事業(2)― 楽水 七二三号(一九八三)
 同…潜水器漁業百年―撃沈されたアワビ潜水器船・第二大協丸― 楽水 七二八号(一九八四)
- (16) ここまでの経過は前掲(15)にくわしい。
- (17) 陳情書 大原漁業協同組合所蔵文書 二通あって、一は表紙に大正十年とあって年月不明、一は末尾に大正十年十一月廿四日と記され、当時の組合長以下の署名捺印もあるのでこちらが正式の控、前者は下書かと思われる。内容上両者は若干の相異があるが、本論文は後者をとった。
- (18) 明治十八年九月九日付「自由灯」に、禁漁期間中に外国船がやって来て採取したらどうなるか、専門家の見解を求めるとある。なお、後掲(19)参照。
- (19) 大場俊雄：アワビの大漁うた 楽水 六九六号(一九七六)
 同…潜水器漁業百年―続・アワビの大漁うた― 楽水 七〇五号(一九七九)
- (20) 御宿・勝浦方面における潜水夫の経験、著者の古老などからの聞きとりによる。